

岩手県営運動公園樹木整備業務委託仕様書

この仕様書は、岩手県が発注する「岩手県営運動公園樹木整備業務委託」の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

岩手県営運動公園樹木整備業務

2 業務の目的

施設利用者の安全を確保するため、倒木の危険性のある樹木の伐採等を行うもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月24日まで

4 業務内容

別添配置図で指定された樹木を伐採し、幹材及び枝条等は関係法規に基づき場外にて廃棄処分をすること。

5 履行場所

盛岡市みたけ一丁目10-1

6 作業方法及び一般事項

作業の実施に当たり、安全については十分な配慮をするとともに、発注者や施設利用者の業務に支障のないように次の事項について十分に注意して実施すること。

- (1) 従事者は、委託業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。
- (2) 伐採作業において、通行人や車両、隣接民家等に対して伐採する樹木等が接触しないよう注意するとともに、作業現場に侵入しないよう表示板の設置等をし、安全の確保に努めること。
- (3) 作業の安全確保のため、作業員には危険防止のための指導及び装備を着用させること。
- (4) 伐採した幹・枝等は、関係法規に基づき場外にて廃棄処分をすること。
- (5) 作業機械及び車両の使用に当たっては、始業時の点検を十分行うとともに、安全確認を徹底し、事故等が発生しないように努めること。
- (6) 作業終了後の後始末において、作業現場や道路等に樹木の幹や枝・葉を残さないよう十分配慮すること。
- (7) その他細部については、発注者の指示をうけること。